

北海道支部旅費規則

(目的)

第1条 この規則は、情報処理学会北海道支部（以下支部という）の役員および職員が学会の用務のために旅行する場合に支給する旅費に関する基準を定め、業務の円滑な運営と支出の適正を図ることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 支部の役員および職員が出張する場合には、当該役員および職員に対してこの規則に定めるところにより旅費を支給する。

(旅費の計算原則)

第3条 旅費は最も経済的な経路および方法により計算する。ただし、用務の必要またはやむを得ない事由により、最も経済的な経路または方法によって旅行し難いときはこの限りではない。

(旅費の種類)

第4条 旅費は、交通費、市内交通費および宿泊費とする。

(交通費)

第5条 交通費は、鉄道、船舶、航空機等の普通運賃に下記の額を加算したものを支給する。

1. 鉄道普通順路による距離が50km以上の場合は、特別急行料（座席指定料含む）
ただし、新幹線区間にあつては新幹線特別急行料

(市内交通費)

第6条 目的地（場所）に到着するのに市内交通費が必要な場合には、市内交通費を支給する。

(宿泊費)

第7条 宿泊が必要な場合には、一泊10,000円を上限として支給する。

(旅費の減額支給)

第8条 出張者の了解が得られた場合、旅費の全部または一部を減額して支給することができる。

(その他)

第9条 その他の運用に関わる事項については支部幹事会にて別途定める。

(附則) この規則は、平成23年4月20日から施行する。